

すでにご契約いただいているお客さま向け

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上あいおい生命

アイ

家族Eye（親族連絡先制度）のご案内



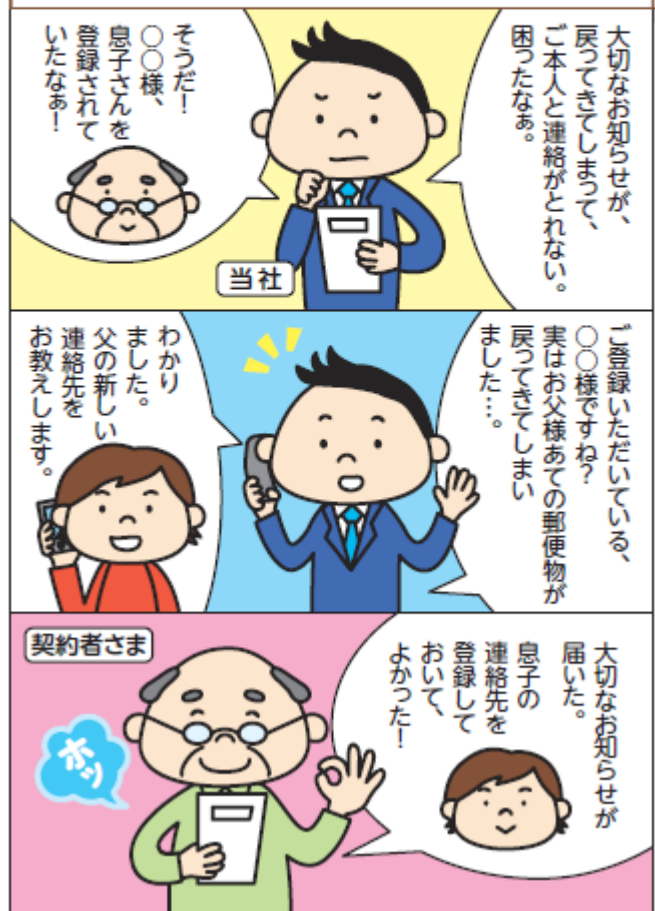
信頼できるご親族さまと必要な契約情報を共有できます。

契約者さまに代わり、ご登録いただいたご親族さまが契約内容に関するお問い合わせを行うことができます。



契約者さまと連絡が取れない場合に、信頼できるご親族さまに連絡します。

契約者さまへの連絡が円滑に行えない場合に登録いただいたご親族さまに連絡し、契約者さまの連絡先を確認することで、保険契約に関する重要なお案内等を確実にお届けします。



「家族Eye（親族連絡先制度）」とは

契約者さまがその保険契約に関する緊急連絡先としてご親族さまを登録することにより、契約者さまとご親族さまに安心をご提供することができる制度です。

たとえば…

- ① 自分自身に何かあった際の不安を解消するために、遠方に住むお子さまやご親族さまを緊急連絡先として登録したい、という方
- ② ご高齢のご両親さまの万一の際には自分がサポートしたい、保険に関することでご両親さまと連絡が取れない場合は取扱代理店または保険会社から直接連絡がほしい、というお子さま

※登録いただいたご親族さまに、当社および MS&AD インシュアランス グループ（以下「グループ」といいます。）会社の各種商品・サービスをご案内させていただくことがあります。

アイ 「家族Eye（親族連絡先制度）」とは？

QUESTION 1

誰を登録できるの？

- ①～③の範囲内で、1名ご登録いただけます。
- ①契約者さまの配偶者
 - ②契約者さまの3親等内の血族・姻族
 - ③その他当社の定める方（6親等内の血族等）

QUESTION 2

何を登録するの？

ご親族さまのご住所・お名前・電話番号・生年月日・続柄をご登録いただけます。

QUESTION 3

ご親族さまから契約照会があった際は？

ご登録いただいたご親族さまから照会があった場合は、QUESTION 2の説明にあります情報をもとに本人確認を行い、確認が取れたときのみ情報開示できる範囲内でお答えします。

登録をご希望の場合は、取扱代理店または当社にお申し出ください。

ご登録いただく場合には、「家族Eye（親族連絡先制度）【重要事項】」をご確認いただき、契約者さまに同意いただいたうえでご登録いただきますようお願いいたします。

家族Eye（親族連絡先制度）【重要事項】

1. 本制度について

- 次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容をご登録いただいた親族に開示します。
- (1) 登録いただいた親族から、この保険契約の内容に関する照会が当社にあり、契約者の権利行使を補助するために必要な場合。
 - (2) 当社から契約者へ連絡が必要な場合で、かつ契約者への連絡がつかない場合。
 - (3) 契約者またはグループ会社の商品・サービスを登録いただいている親族にご案内する場合。

2. 登録いただける親族の範囲

- 登録いただける親族の範囲は以下のとおりとします。
- (1) 契約者の戸籍上の配偶者
 - (2) 契約者の3親等内の血族・姻族
 - (3) その他当社の定める方（6親等内の血族など）
- ※上記「当社の定める方」は、上記（1）（2）以外の親族を希望される特段の事情を会社が確認し、承諾することとします。

3. 親族への情報開示の範囲

- 登録いただいた親族への情報開示は以下の範囲で行います。
- (1) 保険契約の特定に必要な項目
 - (2) 保険契約の内容に関する項目
 - (3) その他当社が必要と認めた項目

4. 登録・変更・削除・消滅

- (1) 契約者は、登録いただく親族に同意を得たうえで、当社所定の届出書にて手続きを行っていただけます。
- (2) 契約者は登録いただいた親族に関する氏名、連絡先（住所等）、その他の届出事項に変更があった場合は、親族の同意を得たうえで、直ちに当社に届出ください。
- (3) 契約者は上記2. の範囲内で、登録いただいた親族を変更することができます。
- (4) 契約者は登録いただいた親族の削除を行うことができます。削除の必要があるときは当社に届出することを要します。
- (5) 変更・削除の申し出がない限り、当社は登録いただいている親族に本制度のサービスを提供します。そのために生じた契約者および登録いただいた親族にかかる損害については、当社は責任を負いません。
- (6) 次のいずれかの事由に該当した場合には、事前に通知することなく本制度は終了します。
 - ①本制度の対象となっている保険契約が消滅したとき
 - ②本制度の対象となっている保険契約の契約者が変更されたとき
 - ③本制度の対象となっている保険契約の契約者が死亡したとき
 - ④登録いただいた親族に不都合があると当社が判断した場合

5. 制度の改定、廃止

本制度が改定（廃止を含みます。）された場合には、当社は、改定内容および改定日について、当社のインターネットホームページ等への掲示または契約者への通知を行います。この場合、改定日以降は改定後の規定を適用し、廃止日以降は本制度は終了します。本規定の改定または廃止により利用者または第三者に生じた損害について、当社は責任を負いません。

以上

「家族Eye（親族連絡先制度）」におけるご注意事項

当社個人情報の取扱いに関する詳細（グループ各社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスや当社グループ各社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、(<http://www.msa-life.co.jp>)をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川 2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

<http://www.msa-life.co.jp>

● お問い合わせ先



合同会社 S・T

～すべてのご縁に感謝し
恩を贈る希望の未来へ～

〒285-0834 佐倉市吉見673

電話・FAX : 043-487-8426

Eメール: support.s.t@gosthoken.co.jp

2018.7(改・一) 2018-A-0154 (2018/7/24)